持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱

広島県補助事業執行団体

広島県個人タクシー協会

（目的）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、原油価格や物価高騰の影響を受ける広島県内に本社、支社、営業所等を置く道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（福祉限定を除く）の許可を受けた事業者（以下、「事業者」という。）に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した省エネ対策の取組等を支援することにより、持続可能な公共交通の実現を図ることを目的とする。

（補助金交付の対象者）

第２条　広島県内に営業所を置く，道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（１人１車制個人タクシー）の許可を受けた事業者であること。（広島県個人タクシー協会（以下，「協会」という。）の会員の所属を問わない。）

２　次の各号のすべてに該当する事業者であること。

(1)　補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。

(2)　補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。

(3)　国、県、協会又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。

(4) 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

(5)　国税及び県税に未納がないこと。

(6) 事業継続の意思があること。

（補助金交付の対象）

第３条　補助交付の対象となる事業は、燃油高騰対策に資する環境対策及びデジタル化対策のうち協会長が必要かつ適当と認めるものとする。

（補助金の申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする事業者は，別記様式第１号による支援金交付申請書兼実績報告書，その他協会が必要と認める書類を添えて，協会に提出しなければならない。

２　事業者は、補助金の申請について、他の団体から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を原資とした支援金又は補助金等を受けている場合は、事前に協会に問合わせることとする。

（補助金の上限）

第５条　補助金の上限は、第３条に規定する経費の３分の２（千円未満端数切捨て）、又は、事業者の所有する乗用（タクシー）事業に供する車両数に２万円を乗じた額のいずれか小さい額とする。

（申請の期限）

第６条　補助金の申請は、令和５年８月31日までに事業終了しているものについては、令和５年９月29日を申請の期限とする。令和６年１月31日までに事業終了しているものについては、令和６年２月７日（水）を申請の期限とする。

　但し、交付申請の状況を踏まえ、協会長が必要と認めた場合は、申請期限の延長、新たな申請期間の設定について定める場合がある。その場合は、別途、事業者に対して周知を行う。

（交付の決定）

第７条　協会は、第４条の補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった時には、速やかにその内容を審査し、申請が適正と認められる場合は、交付決定を行い、原則、事業者に対し、別記様式第２号により通知する。

　　また、申請の内容が補助の要件を充たしていない場合は、不交付の決定を行い、別記様式３号により、通知する。

（申請の取下げ）

第８条　事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。申請の取下げをすることができる期間は，前条の通知を受領した日から起算して20日以内とする。

（交付決定の取り消し等）

第９条　協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく協会の指示等に違反したとき

(2)　事業者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不適当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合

(3)　事業者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合

(4)　交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

２　協会は、前項の取消し又は変更をした場合で、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第10条　事業の実績報告については，第４条の規定による支援金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

（額の確定）

第11条　協会は，前条の規定による報告書の提出があったときは，その内容の審査を行い，報告内容が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは，交付すべき支援金の額を確定する。

（交付の方法等）

第12条　協会は，前条の規定により額を確定したときは，速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（帳簿等の保存期間）

第13条　事業者は、補助金に関する収支を明らかにした帳簿（申請書類等一式）を備え、補助金を受領した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

（立入検査等）

第14条　協会は、必要に応じ、補助事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に関係する事業者の施設に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

（処分制限）

第15条　事業者は、補助金交付対象を購入した日から起算して、1年を経過するまでの期間、車両購入にあっては、登録の日から起算して、法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡（転売）、交換、廃棄、売却、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

（その他必要な事項）

第16条　協会は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定めることができる。

　　附　則

　この要綱は、令和５年　月　日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。